

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月16日

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 東京03(6910)3950(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 川井 圭介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社イトーキ東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2020年第4四半期末

(2) 当該事象の内容

特別損失の計上について(連結)

連結子会社GlobalTreehouse(株)の業績悪化に伴い、同社の固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上することとなりました。また、これに伴い開業費(繰延資産)を一時償却することとなりました。

営業外費用の計上について(個別)

連結子会社GlobalTreehouse(株)の財政状態が悪化したことに伴い、同社に対する当社の貸付金の回収可能性が低下したため、営業外費用として貸倒引当金繰入額13億円を計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(連結)

当該事象により、2020年12月期の連結決算において、下記のとおり特別損失を計上いたしました。

特別損失： 減損損失 9億円

開業費一時償却 5億円

(個別)

当該事象により、2020年12月期の個別決算において、下記のとおり営業外費用を計上いたしました。

営業外費用： 貸倒引当金繰入額 13億円

なお、GlobalTreehouse(株)は連結子会社のため、当該貸倒引当金繰入額は連結決算においては消去され、連結損益への影響はありません。